

函館地方，家庭裁判所委員会（第1回）議事概要

（函館地方，家庭裁判所委員会事務局）

1 日時

平成15年11月7日（金）午後3時00分～午後5時00分

2 場所

函館地方裁判所大会議室

3 出席者（敬称略）

（地裁委員）安藤公久（兼務），國谷大輔，今千尋，桜井健治，堀野収（兼務），松谷博子，森元浩，森越清彦，竹中理比古（兼務），大和陽一郎（兼務），河村俊哉

（家裁委員）厚谷享子，安藤公久（兼務），遠藤純代，小山内武弘，近藤弘子，新里光代，堀野収（兼務），前田健三，竹中理比古（兼務），大和陽一郎（兼務），伊藤聡

（事務局）後藤隆博地家裁事務局長，本間良行民事首席書記官，穴戸健次家裁首席書記官，高野務次席調査官，奥野雅道地裁事務局次長，半藤政一家裁事務局次長，城崎正和地裁総務課長，佐々木順家裁総務課長，盛岡幸雄地裁総務課課長補佐

4 議題

- （1）委員長及び議長の選任等
- （2）議事運営事項についての協議
- （3）議事テーマに関する討議

5 配布資料

- 1 函館地方裁判所委員会委員名簿
- 2 最高裁判所ホームページ（抜粋）
- 3 パンフレット「その悩み 話してみよう 裁判所の受付相談窓口」

6 議事

- （1）開会宣言（地裁総務課長）
- （2）所長あいさつ（全文）

「本日は，ご多用中のところご出席いただき，誠にありがとうございます。また，地家裁委員会の委員を快くお引き受けいただき，ご協力に厚くお礼申し上げます。

さて、地家裁委員会は，司法制度改革審議会の意見を受けて最高裁判所が設置を決めたものであり，地方裁判所及び家庭裁判所の運営に広く国民の意見を反映させることを目的としています。

地方裁判所委員会につきましては、今回初めて設置されたものですが、家庭裁判所委員会につきましては従前から設置されておりまして、これまでは裁判所からの諮問に応じて調査審議する機関とされておりまして。

今回新たに設置されました地方裁判所委員会と家庭裁判所委員会は、裁判所からの諮問に応じるだけでなく、諮問がなくとも裁判所に対して意見を述べることができる機関とされています。この趣旨は、委員会において諮問・答申という形にこだわらない自由な意見交換を行うことにより、委員の方から率直なご意見を述べていただき、そこで出される多様なご意見を裁判所の運営に活かすことにあります。

当庁におきましては、この趣旨を徹底するため、従前からあった家庭裁判所委員会については、これまでの委員の方に事情を説明してご退任いただき、今回新たに委員の方を選任させていただきました。

委員の皆様におかれましては、この委員会の趣旨を十分にご理解いただき、活発なご協議をお願いしたいと思っております。当委員会は、必ずしも意見の取りまとめを行うことを目的とはしておりませんが、皆様のご意見につきましては、これを裁判所の運営に反映させるべく、裁判所の意識改革の一助にしたいと思っております。

現在、司法制度改革は急激な早さで進められており、裁判の迅速化に関する法律や人訴事件の家裁移管が既に法制化され、また、刑事裁判の裁判員制度の検討が最終段階に入るなど、正に司法制度改革は正念場を迎えております。このような中で、当庁におきましても、新たな法律や制度の制定を待つだけではなく、身近なところから地道な改革を行い、国民の期待に十分応えられる裁判所になって行きたいと考えております。そのためには、まず国民の皆様の裁判所に対するニーズを把握することが重要になりますが、この意味においても、この地家裁委員会が大きな力になることを期待しております。

委員の皆様におかれましては、これからも委員会へのご出席等で多大なご負担をおかけすることになりますが、今後ともご協力をお願いいたします。」

(3) 委員の自己紹介

各委員から自己紹介があった。

(4) 委員長及び議長の選任

【所長】委員長については、地家裁委員会規則6条1項により、委員の互選により選任することになっているが、委員の皆様のご了承が得られれば、所長の私が委員長を勤めたいと考えている。その理由は、当委員会は裁判所の運営等について意見を聴くことを予定しており、裁判所の運営責任者である所長が委員長として進行を図るのが適切ではないかと考えたこと、また、委員会の運営や準備を円滑に行い、その結果を速やかに裁判所運営に生かすためにも、所長が委員長となるのが適切ではないかと考えたことにあるが、委員の皆様のご意見を伺いたい。

(「異議なし」と声あり)

【所長】それでは、私が委員長を勤めさせていただくこととする。委員長代理については、地家裁委員会規則6条3項により、地裁委員会については河村委員を、家裁委員会については伊藤委員をそれぞれ指名する。

(5) 議事の公開及び議事概要の公表

【委員長】議事の運営に関し、差し当たり決めなければならない事項について、当委員会

の運用ルールを定めたいので、委員のご意見を伺いたい。

議事は、是非公開していただきたい。また、議事概要については、発言者を公表すると発言しにくくなることもあるので、発言の内容についてのみ公表し、発言者についてはあえて公表しなくてもよいのではないかと。

基本的に、発言には責任が伴うもので、発言者には責任を持たせるべきあり、氏名を公表すべきだと思う。裁判制度については、これからは開かれた裁判所ということで、できる限りのことを公表するのが、透明性を確保する意味で大前提だと思う。確かに、事案によっては固有名詞が出て人権侵害になる可能性がある場合もあるかと思うが、その場で判断して、その部分については非公開にするのも一つの方法だと思う。

傍聴席にプレスの方がいるといたないのでは、自由活発な意見ができるかできないかに大きく違いが出てくるのではないかと。委員の中には、プレスの方がいることで、自由な意見を言いにくくなるということに懸念される方もいるのではないかと。やはり、自由な意見で活発に議論していただき、それを裁判所の運営に資する形にしたいと考えるので、議事の公開については全部を公開するのではなく、プレスの方には冒頭部分に入っただき、実際の意見交換になったときは出ていただいて自由な討議をしたいと考えている。また、議事内容については、その概要を裁判所のホームページで公表することによって、公開性は十分に担保されると思う。

この場の発言に逐一責任を持って話さなければならないとすると、少し発言しづらいと思う。司法制度自体が透明性を持たなければならないということはあるが、この委員会という場にまで透明性を求める必要はないのではないかと。

事前にテーマをいただけるのなら、テーマによっては非公開とした方がよいものもあるのではないかと。例えば、本日の参考テーマの「国民の視点から見た場合の裁判所の受付相談窓口の在り方について」は、公開してもよいのではないかと。

せっかくこういう委員会制度が8月にできたのに、市民には委員会そのものが広く周知されていないのではないかと。市民の皆さんに知ってもらうためには、一次的には委員会そのものを公開してもよいのではないかと。テーマによっては、議論の客体を秘密会にしなくてはならない場合とか、委員の考えを一つに絞り込んでいかななくてはならない場合とかに、部分的に非公開とする方が、むしろ開かれた裁判所をアピールすることができるのではないかと。

この会の趣旨は、皆さんの意見をできる限り伺うということにあるので、報道機関の方が入ることによって、一人でも自由な意見が妨げられるということになれば、裁判所としてはその方の意見を伺う機会を逃すことにもなる。たとえ少数でもそういう方がいるなら、冒頭部分のみに報道機関に入ってもらって足りるのではないかと。この場合、発言内容については、発言者を特定しない形で議事概要を公表することでよいと思う。

市では原則公開となっており、報道機関が入ることが当たり前となっているので、公開によって意見が停滞するようなことはないと思う。

【委員長】委員のご意見が二つに分かれているので、議事の全部を公開することはできないと思われる。したがって、今の段階では、いろいろな意見があったことを踏まえて、異論がなかった部分の、冒頭部分は報道機関に公開し議事に入ってから非公開とする、議事は名前を伏せた形でホームページ上に公表するというので、当面は進めさせていただ

きたい。

委員長のまとめでよろしいと思うが、後ろの方に記者がいても、自由な意見が言えなくなるということはないと思う。この問題は継続審理にして、委員会の中で、今後の委員会の在り方について、その都度確認し合うということでもよろしいのではないか。

【委員長】それでは、今の段階では、冒頭部分のみ報道機関に入ってもらい、議事は名前を伏せた形で公表することで進めたいと思うが、それでよろしいか。

(異見なし)

議事の公開について、一般市民の場合はどうか。

【委員長】最高裁判所の一般規則制定諮問委員会の確認事項の中では、報道機関に議事を公開するとあり、一般の傍聴は予定されていない。

(6) 開催回数

意見交換の前に、地家裁事務局長から、事務局案として、地家裁委員会の開催回数をそれぞれ年2回程度とし、開催時期は、家裁委員会を来年の2月か3月、地裁委員会を来年の6月か7月とする案を説明した。

【委員長】開催回数及び開催時期について、委員のご意見を伺いたい。

(意見なし)

それでは、年2回を目安に開催することとし、開催時期については、家裁委員会を来年の2月か3月、地裁委員会を来年の6月か7月にすることとする。

(7) テーマの選定

【委員長】既に配布済みの開催要領には、事務局案として二つほどテーマを挙げているが、これにこだわらずに、テーマの選定についてご意見を伺いたい。

(意見なし)

それでは、新たなテーマについての意見もないので、事務局から提案した「裁判所からの情報発信の在り方」、「国民の視点から見た場合の裁判所の受付相談窓口の在り方」について、休憩後に意見交換を行うこととする。

(4時15分まで8分間休憩)

(8) 意見交換

「裁判所からの情報発信の在り方」というテーマについて意見交換に入る前に、地裁総務課長から、配布資料3-1~4に基づき現状を説明した。

○いろいろと努力していることは資料を見て分かったが、一般的には、まだまだ見えにくいという感じを持っている。これからも広報、PR活動に、今まで以上のスタンスを持ってやるべきだと思う。

例えば、配布資料3-1の中学生による刑事模擬裁判の実演は、とてもよいことだと思う。こういうことは、報道機関も紹介しやすいので、これからも継続していただき、親しまれる開かれた裁判所にしていきたい。

○まだまだ裁判所は敷居が高く、足を運ぶ人は少ないのではないか。法の日週間行事の落語家の講演も、まだ知らない人が多くて、テレビやラジオの他にも宣伝方法を工夫する必要があるのではないか。

○報道機関にどれだけ上手に載るかで、チラシ以上の絶大な効果がある。もう少しマスコミにお願いしてやってもらってはいかんか。

今、裁判員制度が始まろうとしているが、制度自体を知らない人が突然裁判所から呼び出しを受けて、刑事事件で何罪で量刑はどのくらいになるのかということは、国民にとっては酷な話である。一定期間、裁判所の方でいろいろな層に、その視点での広報を意識的に考えてやっていかなくてはならないと思う。

○裁判所は、困ったことや自分の身に何か悪いことが起きたときに世話になる役所というイメージが、まだ国民の中にあるのではないか。そうではなく、国民一人一人にとって、裁判所がどういう役割を果たしているのか、というような広報をしていかなくてはならない。10年前に裁判所に行ったとき、やはり来たくない所と思った。10年たつと、ローカウンターになったし、部屋もオープンになって、内部的には良くなったが、そのことは国民には分からないし、伝わってこないという印象があって残念だ。

最高裁のホームページも、もっと入ってみようかと思えるようなものにならないのか、もっとくだけたところがあってもよいのではないかという印象を持った。

○司法制度改革審議会の意見でもネットワークの活用ということが書いてあって、私もホームページでいろいろなことを紹介すべきだと思うが、やはり裁判所のは固いし難しいので、読むのが嫌になってしまう。もっと気を引くような形で作っていただければと思う。

○裁判所のホームページの作成は、外注しているのか。

【委員長】内容は、各裁判所の職員の手作業によっている。

こういう業務は、職員の兼務ではなく、専門的な人を配置したらよいのではないか。

○裁判手続について、インターネット以外にも、パンフレットがいろいろな所にあって、身近に感じられるようなことが必要ではないか。

○裁判所にあるパンフレットはとても増えており、内容もすごく丁寧になっている。パンフレットは裁判所に来た人には分かるが、外部にも置いてあるのか。

【地裁総務課長】憲法週間や法の日週間行事の際には、各自治体や郵便局等の公共機関に置いてもらっているが、皆さんの所に届いているかという点、まだ不十分だと思っている。

○ドメスティックバイオレンスについては、グリーンカードという小さなカードを作って、トイレとか職場とかに置いてもらっているが、Q&Aとか事例報告とかは、もう少し身近にあった方が分かりやすいと思う。

○司法制度は、日本人にとって馴染みがなく、日常的には関係ない、むしろ関係あってほしくないと思っている。情報発信ももっともなことだが、司法制度を根付かせるような方向性が必要だ。一つの方法論として、中学生の裁判傍聴もやっているが、まだまだ少ない。小中高大にも拡大して、学校行事としてやってもらえるように、模擬裁判や模擬調停等を口コミで広げるようなことも必要だ。また、個別行事の広報だけではなく、長期的なスパンで考える必要もあるのではないか。

○先日、裁判所で講演した落語家の桂才賀さんも、もっと法廷傍聴を増やすべきで、特に小学生や中学生には、悪いことをしたらこうなるんだということを見せるべきだと言っていた。法廷傍聴は、テレビで見るとはずいぶん違うので、実際に見てみるとよい。裁判所にはできるだけ行かたくないというのも分かるが、いわば病院と同じような面があって、病気になるればどうしても行かなくてはならない。そのときに、どこに行ったらよいのかという情報は、できるだけ多くあった方がよいに決まっている。裁判所も、たとえ日本人が裁判嫌いだといっても、何か問題があったときは必ず必要となってくるという意識はあるから、一般の方に、何か取っかかりになるようなものがあればよいと思う。

○テレビではない実際の裁判を見る機会が小中高大の中で必ずあってよいと思うし、また社会に出る前に法の知識として実際に触れておく機会が必要だと思う。

○今、学校に求められるニーズはとて高くなっていて、そのすべてに対応することは難しいのが現状である。ただ、教室から出て学習するという総合学習の場は増えてきてはいる。

○配布資料3 - 4の学校は、どういうルートで見学することになったのか。インターネットで見たり、直接申し込んだりしたのか。

○一般的には、修学旅行行事の一環として、また、職場体験学習として、更には、将来法曹になりたいということで来る場合が多い。

○税関には専門の広報担当者がいるが、裁判所は裁判官がやっているので大変だと思う。

○直接裁判官が説明をするということで、効果が違ってくるのではないかと思う。話をすることで、裁判官も普通の親と変わらないということが分かってもらえればと思う。

○道徳教育の時間を割いて、法律の時間を設けていただき、裁判官に学校に出向いてもらって、社会に出たときに最低限必要な契約行為や消費者関連法の話をしてもらうなど、社会に出る前に教育機関と裁判所で何かタイアップしてやってもらえればよいと思う。

○この委員会の趣旨は、開かれた裁判所を目指すというのが最大の目的だと思うが、難しいのは、開かれた裁判所と開かれた裁判官というのがあり、裁判官の情報開示は簡単にはいかない。判決について、裁判官は、判決文以外には話すわけにはいかないだろう。一方、開かれた裁判所というのは、できる限りの情報を分かりやすく説明することだと思うので、裁判官の情報についても、公式、非公式に関わらずホームページに掲載していただきたい。

また、裁判所だけが開こうと思っても、司法制度全体が改革期に来ているので、裁判所だけの話ではなく、司法制度そのものが分かりやすくなしないと、いつまでたっても裁判所というのが分からないと思う。裁判員制度についても、どういうことになっているのか、どのように動いていくのかということ国民に分かるように説明していくことは大事な問題だ。裁判所にできることは限られているので、裁判所だけではなく、検察や弁護士を含めて、市民対象のシンポジウムができないかと思う。

(9) 次回委員会のテーマの選定、次回期日の指定

【委員長】テーマについては、受付相談窓口の在り方が残っており、これは裁判所の広報活動の在り方とも密接につながっているので、次回のテーマとして議論していただくこととする。これ以外にも、委員の皆さんから取り上げてほしいテーマがあれば、事前に事務局まで書面で提出していただきたい。

(異論なし)

次回期日は、家裁委員会を平成16年2月27日(金)の午後3時、地裁委員会を6月18日(金)の午後3時、場所はこの大会議室とし、終了時刻は午後5時を予定する。

以上で本日の予定はすべて終了した。熱心なご協議をいただき、委員の皆様のご協力に厚くお礼申し上げます。

以上

函館地方裁判所委員会委員名簿

〔規則4条（以下同じ）1号委員〕（五十音順）

日本放送協会函館放送局放送部長	安藤公久 <small>あんどうまさひさ</small> （家裁委員兼務）
函館司法書士会所属司法書士	國谷大輔 <small>くにやだいすけ</small>
社会福祉法人函館大庚会理事	今千尋 <small>こんちひろ</small>
函館市市民部長	桜井健治 <small>さくらいけんじ</small>
公立はこだて未来大学教授	積山薫 <small>せきやまかおる</small>
北海道新聞函館支社報道部長	堀野あさむし <small>ほりのあさむし</small> （家裁委員兼務）
函館市女性会議会長	松谷博子 <small>まつたかひろこ</small>
不動産鑑定士	森元とひろし <small>もりもとひろし</small> 浩

〔2号委員〕

函館弁護士会所属弁護士	森越清彦 <small>もりこしきよひこ</small>
-------------	------------------------------

〔3号委員〕

函館地方検察庁検察官	竹中理比古 <small>たけなかよしひこ</small> （家裁委員兼務）
------------	--

〔4号委員〕

函館地方裁判所長	大和陽一郎 <small>やまとよういちろう</small> （家裁委員兼務）
函館地方裁判所裁判官	河村俊哉 <small>かわむらとしや</small>

函館家庭裁判所委員会委員名簿

〔規則4条（以下同じ）1号委員〕（五十音順）

函館市市民部男女共同参画課長	厚谷享子	
日本放送協会函館放送局放送部長	安藤公久	（地裁委員兼務）
北海道教育大学函館校教授	遠藤純代	
函館市中学校長会副会長	小山内武弘	
社会福祉法人侑愛会おしま学園施設長	近藤弘子	
函館渡辺病院精神神経科長	高田和彦	
函館調停協会副会長	新里光代	
北海道新聞函館支社報道部長	堀野 收	（地裁委員兼務）

〔2号委員〕

函館弁護士会所属弁護士	前田健三
-------------	------

〔3号委員〕

函館地方検察庁検察官	竹中理比古	（地裁委員兼務）
------------	-------	----------

〔4号委員〕

函館家庭裁判所長	大和陽一郎	（地裁委員兼務）
函館家庭裁判所裁判官	伊藤 聡	

【配布資料 3 - 1】

議事テーマに関する説明資料

憲法週間行事（5月1日から同月7日まで）

開催年度	内 容	広報活動	備 考
平成14年	1 わかりやすい民事裁判の説明会 説明者 裁判官，裁判所書記官 2 中学生による刑事模擬裁判の実演及び 「裁判官と語るう会」の実施 説明者等 裁判官 実演中学生 白百合中学校生徒 3 ビデオ上映 「少額訴訟ってどんなもの」 4 法廷等の開放 合議法廷，ラウンド法廷，少年審 判廷，調停室 5 歴史的資料の展示 旧法服，土絵図，古文書 6 無料法律，調停相談	テレビ，ラジオ， 街頭放送による宣 伝 新聞紙への掲載 市町村広報誌への 掲載 市内の学校への案 内文の送付 ポスター作成，掲 示（公共機関など の施設，市電電車 の中吊り）	
平成15年	1 模擬少年審判 2 法廷等の開放 合議法廷，ラウンド法廷，少年審 判廷，調停室 3 歴史的資料の展示 旧法服，土絵図，古文書 4 日刊紙への裁判官のインタビュー記事 掲載 5 無料法律，調停相談	テレビ，ラジオに よる宣伝 新聞紙への掲載 市町村広報誌への 掲載 ポスター作成，掲 示（公共機関など の施設，市電電車 の中吊り） 新聞折り込み広告 インターネットの ホームページ掲載	

【配布資料 3 - 2】

「法の日」週間行事（10月1日から同月7日まで）

開催年度	内 容	広報活動	備 考
平成14年	1 模擬家事調停 2 法廷等の開放 合議法廷，ラウンド法廷，少年審判廷，調停室 3 歴史的資料の展示 旧法服，土絵図，古文書 4 日刊紙への裁判官のインタビュー記事掲載 5 無料法律，調停相談	テレビ，ラジオ，街頭放送による宣伝 新聞紙への掲載 市内の学校への案内文の送付 ポスター作成，掲示（公共機関などの施設，市電電車の中吊り） インターネットのホームページ掲載	
平成15年	1 落語家（法務省篤志面接委員）による講演会 演題「少年の心と法律のはなし」 2 法廷等の開放 合議法廷，ラウンド法廷，少年審判廷，調停室 3 歴史的資料の展示 旧不服，土絵図，古文書 4 日刊紙への裁判官のインタビュー記事掲載 5 無料法律，調停相談	テレビ，ラジオによる宣伝 新聞紙への掲載 市町村広報誌への掲載 ポスター作成，掲示（公共機関などの施設，市電電車の中吊り） 新聞折り込み広告 インターネットのホームページ掲載	

【配布資料 3 - 3】

裁判官及び裁判所職員による主な研修会等への講師派遣（平成14年，同15年）

日 時	派遣先及び対象者	題目またはテーマ	備考（講師）
14. 6. 5	函館地方法務局 ----- 人権擁護委員	「裁判と人権」	裁判官
14. 7. 16	函館消費者協会 ----- 函館消費者協会会員	「受付相談と特定調停等について」	裁判官
14. 7. 23	北海道民生委員児童 委員連盟釧路支部 ----- 民生委員児童委員	「家庭裁判所から見た最近の家庭の状況」	調査官
14. 7. 26	渡島教育局 ----- 新採用教職員	「少年事件・少年審判の現状について」	調査官
14. 10. 25	函館司法書士会 ----- 司法書士	「貸金訴訟及び特定調停等について」	裁判官
14. 11. 15	七飯町生徒指導推進 連絡協議会 ----- 生徒指導担当教諭	「最近の少年犯罪の傾向と学校の果たすべき役割について」	調査官
14. 12. 10	大野農業高等学校 ----- 全校生徒及び教職員	「裁判と人権」	裁判官
14. 12. 18	北海道社会福祉協議 会渡島地区事務所 ----- 生活支援員登録者 市町村社会福祉協議 会会員	「成年後見制度について」	調査官
15. 6. 20	函館市役所 ----- 函館市女性に対する 暴力対策関係機関 協議会会員	「DV防止法について」	書記官
15. 7. 15	函館消費者協会 ----- 函館消費者協会会 員，一般市民，相談 員	「話し合いによる解決と裁判による解決」	裁判官
15. 9. 11	七飯町民生委員児童 委員協議会 ----- 民生委員児童委員	「最近の少年犯罪について」	調査官

【配布資料 3 - 4】

法廷傍聴時における裁判官の説明状況（平成 15 年）

日 時	傍聴団体名及び人数	備 考
15. 5 . 8	上磯町立茂辺地中学校生徒 17人	
15. 5 . 8	私立白百合中学校生徒 41人	ビデオ上映あり
15. 5 . 15	八雲町立野田生中学校生徒 4人	
15. 6 . 23	海上自衛隊松前警備所 18人	
15. 7 . 9	私立清尚学院高等学校生徒 4人	
15. 8 . 11	道立函館東高等学校生徒 6人	
15. 8 . 11	(母親と子供) 2人	
15. 8 . 27	七飯町立大中山中学校生徒 18人	ビデオ上映あり
15. 8 . 27	八雲町立八雲中学校生徒 39人	
15. 9 . 3	中央大学通信課程学生 6人	
15. 9 . 10	木古内警察署所属少年補導員, 知内・ 木古内防犯協会会員 25人	